

協議第 17 号の 1

保健衛生関係事業の取扱いについて（再提案）

保健衛生関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 3 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

保健衛生関係事業の取扱いについて

新町における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。
ただし、基本健康診査は集団検診として個別検診は廃止の方向とする。各種検診については、検診の目的や効果などを検討し、その対象者、実施方法、実施会場等を調整して一元化を図る。

機能訓練事業については、介護保険制度を活用した事業とする。介護保険対象者以外の機能訓練については新町において調整する。

高城診療所については、現行どおりとする。

平成 年 月 日確認